

女性が働きやすい環境は、男性にとっても働きやすい環境です

令和8年
7月1日
施行

東京都雇用・就業分野における 女性の活躍を推進する条例

東京都は、誰もが働きやすく、能力を発揮できる職場づくりを進めるため条例を制定しました。
条例では、都内のすべての事業者に対し、女性が活躍できる環境づくりに主体的に取り組むことを求めています。
これは、誰もが働きやすくなるだけでなく、人材確保や企業の成長にもつながる取組です。



基本理念

事業者の主体的な取組により
女性が活躍できる環境を整備

「性別に関する無意識の思い込み」
への関心と理解の深化

家庭と仕事の両立に関する選択は、
本人の意思を尊重

組織づくりの例

特定の性別に 偏らない組織

- 人事・教育制度の見直し
- 働き方の見直し
- 育児・介護と両立しやすい職場づくり

男女間の格差 がない組織

- 女性の育成・登用
- 教育・研修機会の充実
- 長時間労働を前提とした評価・登用の見直し

女性特有の健康課 題に配慮した組織

- 健康への理解を深める
- 体調に応じて柔軟に働ける仕組みづくり
- 相談しやすい環境づくり

ハラスメントの ない組織

- ハラスメントに関する正しい知識の周知
- 相談窓口の設置
- 社内研修の実施

自社の課題を把握するには女性活躍推進度診断ツールをご活用ください
具体的な取組のポイントを示した指針・事例集もご参照ください。

困った時は、相談窓口へお問合せください。



「女性活躍推進度
診断ツール」



「指針、
取組事例」



「相談窓口」